

聖籠町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

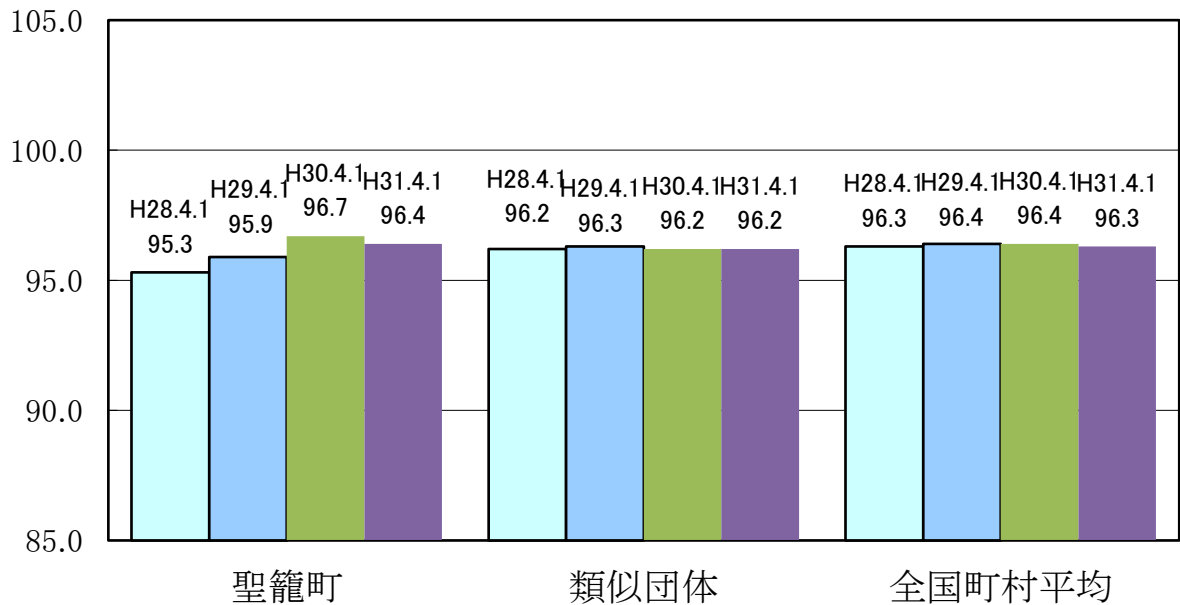
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の人件費率
30年度	14,354 人	6,741,845 千円	489,471 千円	1,279,607 千円	19.0%	19.0%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	157 人	552,813千円	67,209千円	221,927千円	841,949千円	5,363千円	5,515

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため記載を省きます。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国に準じて改正。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し [非該当]

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度以降 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%
聖籠町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
聖籠町	42.2 歳	306,821 円	371,516 円	319,866 円
新潟県	43.8 歳	333,454 円	414,373 円	367,287 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.3 歳	302,709 円	358,865 円	325,904 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
聖籠町	44.6 歳	9人	280,800円	305,134円	295,022円		歳		
うち運転員	44.3 歳	6人	279,967円	301,717円	298,550円	自家用乗用 自動車運転者	58.0 歳	202,400円	1.49
うち用務員	45.0 歳	3人	282,467円	311,967円	287,967円	用務員	55.6 歳	211,600円	1.47
新潟県	54.0 歳	416人	346,967円	387,784円	369,454円		歳		
国	50.9 歳	2,431人	287,312円	—	329,380円		歳		
類似団体	51.5 歳	6人	283,039円	303,329円	290,930円		歳		

区分	参 考		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
聖籠町	5,062,197 円	—	—
うち運転員	5,058,692 円	2,527,400 円	2.00
うち用務員	5,069,194 円	2,883,400 円	1.76

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28年度から平成30年度までの3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与等の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
聖籠町	37.0 歳	272,087 円	308,498 円
新潟県	43.3 歳	366,686 円	415,651 円
類似団体	39.9 歳	287,427 円	310,028 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		聖籠町	新潟県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	187,200 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,000 円	150,700 円	146,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

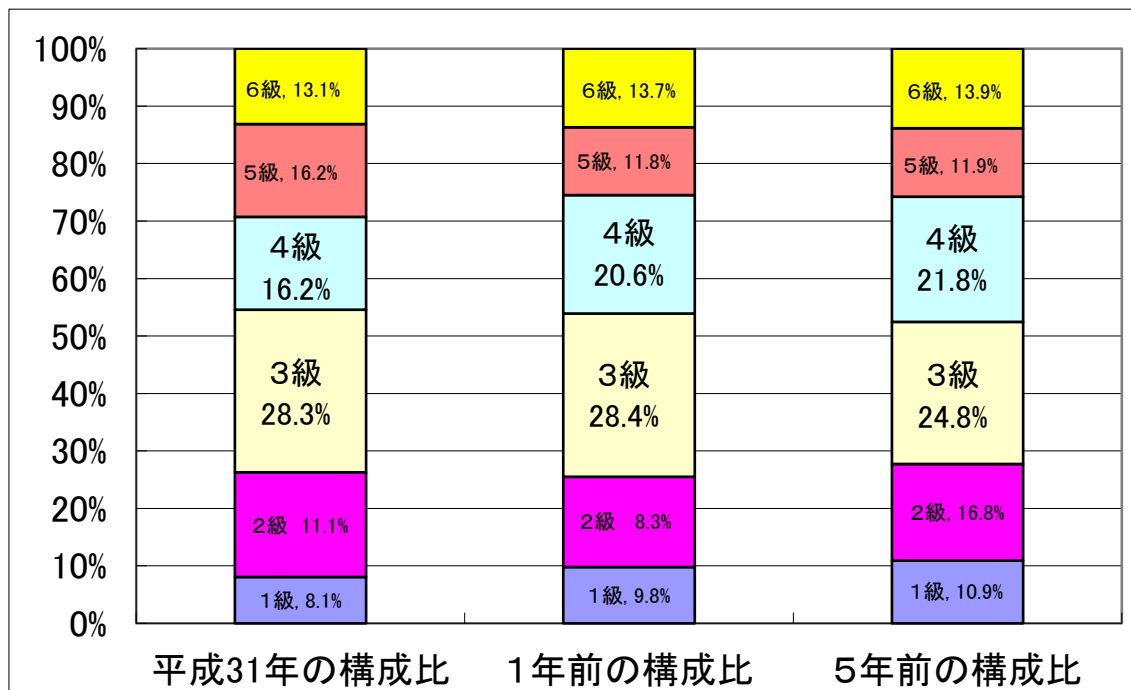
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	242,900 円	325,700 円	381,700 円	385,500 円
	高 校 卒	- 円	- 円	352,600 円	380,600 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	298,700 円	314,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

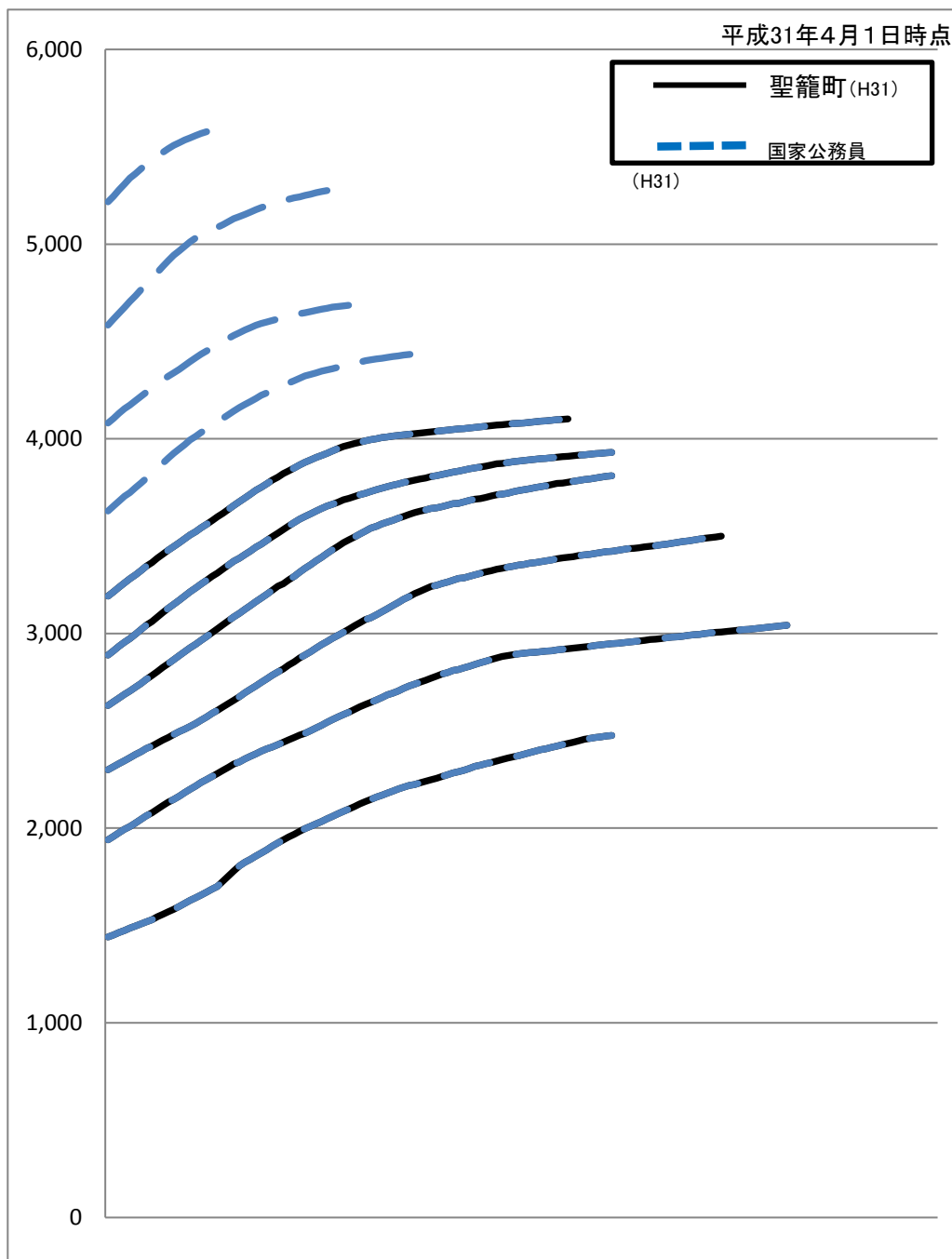
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	8人	8.1%	144,100円	247,600円
2級	主事	18人	18.2%	194,000円	304,200円
3級	主任	28人	28.3%	230,000円	350,000円
4級	係長、主幹	16人	16.2%	263,000円	381,000円
5級	課長補佐、副参事	16人	16.2%	288,900円	393,000円
6級	課長、参事	13人	13.1%	319,200円	410,200円

- (注) 1 聖籠町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（聖籠町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
㊦ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
㊧ 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

聖籠町		新潟県		国	
1人当たり平均支給額(30年度) 1,433 千円		1人当たり平均支給額(30年度) 1,685 千円		—	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.9) 月分	(1.45) 月分	(0.9) 月分	(1.45) 月分	(0.9) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～15%)		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(15～25%)		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(聖籠町)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
① 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

聖籠町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
	自己都合	勸奨・定年			
1人当たり平均支給額	1,640 千円	18,798 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		80 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		6,675 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		7.0 %	
手当の種類(手当数)		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税滞納処分手当	税務職員、町民課職員	滞納処分等の業務	1日につき350円
税徴収手当	税務職員、町民課職員	税の徴収業務	1日につき350円
防疫等作業手当	保健衛生職員	感染症患者の防疫業務等	1日につき290円
除雪作業手当	ふるさと整備課職員	時間外での除雪業務	4時間未満500円、4時間以上1,000円
野犬捕獲等作業手当	生活環境課職員	野犬の捕獲業務	1件につき300円
用地交渉手当	ふるさと整備課職員	用地交渉に係る交渉業務	1日につき650円
行旅病人等収容手当	保健衛生職員	行旅病人等の救護等	行旅病人290円、行旅死亡人1,000円
診療研究業務手当	診療所医師	診療技術研究業務	月額15万円
公衆衛生及び保健業務手当	診療所医師	検診等保健衛生業務	月額13万円
死体検案手当	診療所医師	死体検案業務	1件につき1万円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	28,144 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	183 千円
支給実績(平成29年度決算)	28,439 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	191 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し扶養人数に応じた額を支給	同じ		17,921 千円	224,006 円
住居手当	借家等の場合は家賃に応じて月額27,000円を限度に支給	同じ		6,568 千円	262,720 円
通勤手当	2km以上の距離を自動車等で通勤する職員に対し通勤距離に応じた額を支給	同じ		9,239 千円	63,719 円
管理職手当	課長、室長、事務局長に月額33,200円、参事、園長、館長に24,200円、医師に225,000円支給。	同じ		11,450 千円	520,468 円
初任給調整手当	欠員補充に困難な医師に対し月額413,800円支給	同じ		6,222 千円	3,111,000 円
地域手当	医師に対し給料の16%支給	同じ		1,836 千円	918,192 円
単身赴任手当	異動により住居を異動し扶養者等と別居する職員に支給	同じ		- 千円	- 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務する職員に対し1時間給与単価の0.25を支給	同じ		- 千円	- 円
管理職特別勤務手当	管理職が緊急等の業務のため週休日に勤務する場合、課長級で1回につき10,000円、6時間を超える場合は15,000円	同じ		60 千円	30,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	町 長	814,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	()	()	()	846,000	円/	518,000 円
	副 町 長	653,000	円			
	()	()	()	680,000	円/	510,000 円
	議 長	311,000	円			
	()	()	()	354,000	円/	247,000 円
報 酬	副 議 長	254,000	円			
	()	()	()	306,000	円/	193,000 円
	議 員	230,000	円			
()	()	()	288,000	円/	175,000 円	
期 末 手 当	町 長	(平成30年度支給割合)				
	副 町 長	3.3	月分			
	議 長	(平成30年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	3.3	月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 町 長	814,000 円 × 在職月数(最高48月) × 0.44		(任期毎)		
	備 考	653,000 円 × 在職月数(最高48月) × 0.26		(任期毎)		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

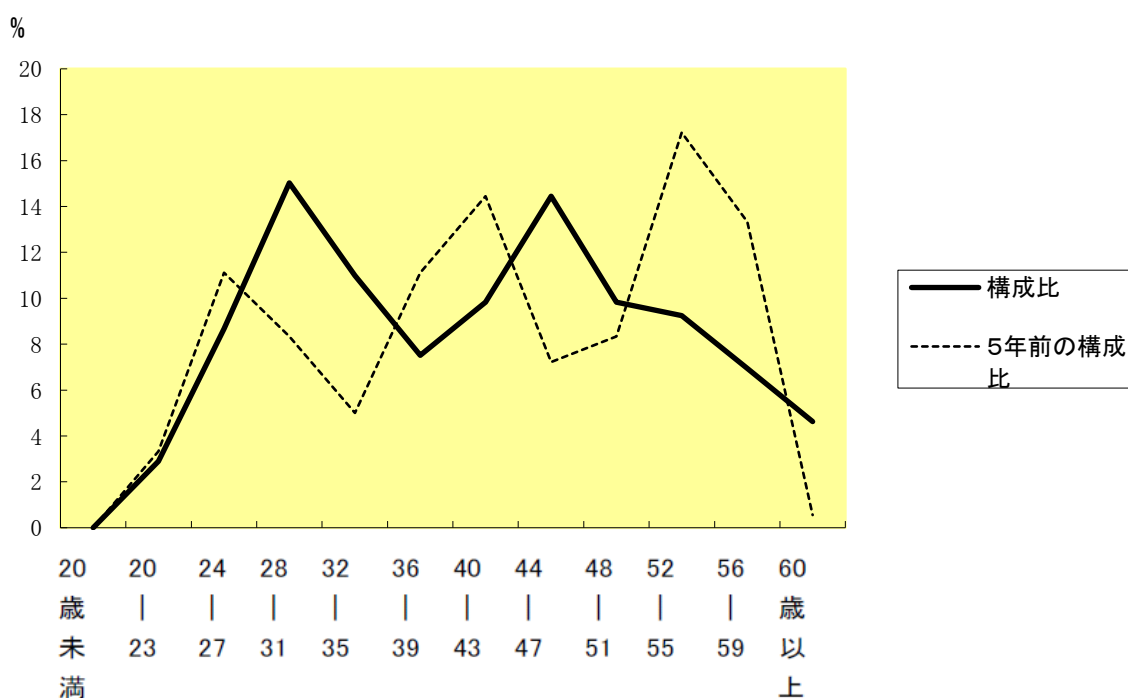
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
普通会計部門	議 会	3	3		
	総務企画	32	31	▲ 1	専任職員の減
	税 務	10	9	▲ 1	退職者不補充
	民 生	16	16		
	衛 生	13	13		
	農林水産	9	8	▲ 1	内定辞退による減
	商 工	2	3	1	業務内容充実のため増員
	土 木	12	12		
	計	97	95	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.18 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 85.82 人)
	教育部門	60	61	1	業務内容充実のため増員
	消防部門				
小 計	157	156	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.68 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 104.40 人)	
公営企業等	上下水道事業	6	6		
	その他	13	11	▲ 2	派遣終了による減
	小 計	19	17	▲ 2	
合 計		176	173	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 120.52 人
		[200]	[200]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	15人	26人	19人	13人	17人	25人	17人	16人	12人	8人	173人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		101	96	96	94	97	95	▲6	▲5.9%
教育		57	57	56	60	60	61	4	7.0
消防		0	0	0	0	0	0	0	-
普通会計計		158	153	152	154	157	156	▲2	▲1.3%
公営企業等会計計		21	21	20	19	19	17	▲4	▲19.0%
総合計		179	174	172	173	176	173	▲6	▲3.4%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	252,042	17,143	15,699	6.2	6.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	3 人	千円 11,927	千円 802	千円 2,970	千円 15,699	千円 5,233	千円 6,181

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
聖 籠 町	43.7 歳	317,800 円	481,364 円
団 体 平 均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

聖籠町(水道事業)		聖籠町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(30年度) 1,508 千円		1人当たり平均支給額(30年度) 1,433 千円	
(29年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.89) 月分	(1.45) 月分	(0.9) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~15%)		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~15%)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

聖籠町(水道事業)			聖籠町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~20%)	
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	— 千円	22,019 千円	1人当たり平均支給額	1,640 千円	18,798 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	309 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	103 千円
支給実績(29年度決算)	138 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	69 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し扶養人数に応じた額を支給	同じ		378 千円	189,000 円
住居手当	借家等の場合は家賃に応じて月額27,000円を限度に支給	同じ		— 千円	— 円
通勤手当	2km以上の距離を自動車等で通勤する職員に対し通勤距離に応じた額を支給	同じ		98 千円	32,800 円
管理職手当	課長、室長、事務局長に月額33,200円、参事、園長、館長に24,200円支給。	同じ		398 千円	398,400 円
単身赴任手当	異動により住居を異動し扶養者等と別居する職員に支給	同じ		— 千円	— 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務する職員に対し1時間給与単価の0.25を支給	同じ		— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職が緊急等の業務のため休日に勤務する場合、課長級で1回につき10,000円、6時間を超える場合は15,000円	同じ		— 千円	— 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 674,785	千円 33,908	千円 15,375	% 2.3	% 2.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 3	千円 11,438	千円 518	千円 3,419	千円 15,375	千円 5,125	千円 6,113

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
聖 籠 町	54.7 歳	331,667 円	466,061 円
団 体 平 均	43.0 歳	337,379 円	508,852 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

聖籠町(下水道事業)		聖籠町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(30年度) 1,495 千円		1人当たり平均支給額(30年度) 1,433 千円	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.9) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~15%)		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~15%)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

聖籠町(下水道事業)			聖籠町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)	
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	1,640 千円	18,798 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	385 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	128 千円
支給実績(29年度決算)	208 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	69 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し扶養人数に応じた額を支給	同じ		438 千円	219,000 円
住居手当	借家等の場合は家賃に応じて月額27,000円を限度に支給	同じ		— 千円	— 円
通勤手当	2km以上の距離を自動車等で通勤する職員に対し通勤距離に応じた額を支給	同じ		144 千円	72,000 円
管理職手当	課長、室長、事務局長に月額33,200円、参事、園長、館長に24,200円支給。	同じ		— 千円	— 円
単身赴任手当	異動により住居を異動し扶養者等と別居する職員に支給	同じ		— 千円	— 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務する職員に対し1時間給与単価の0.25を支給	同じ		— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職が緊急等の業務のため週休日に勤務する場合、課長級で1回につき10,000円、6時間を超える場合は15,000円	同じ		— 千円	— 円